

振り込め詐欺被害防止のための

自動通話録音機を

無料で貸し出します



安心



申請受付期間

平成28年10月3日(月)

～ 平成28年10月21日(金)



さいたま市

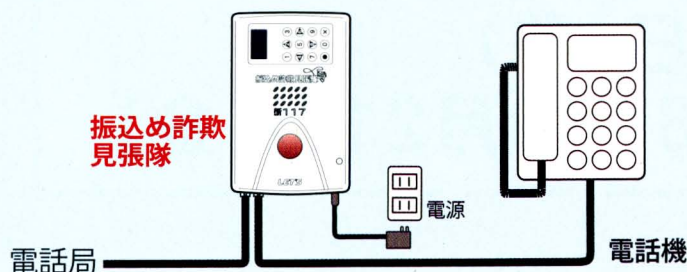
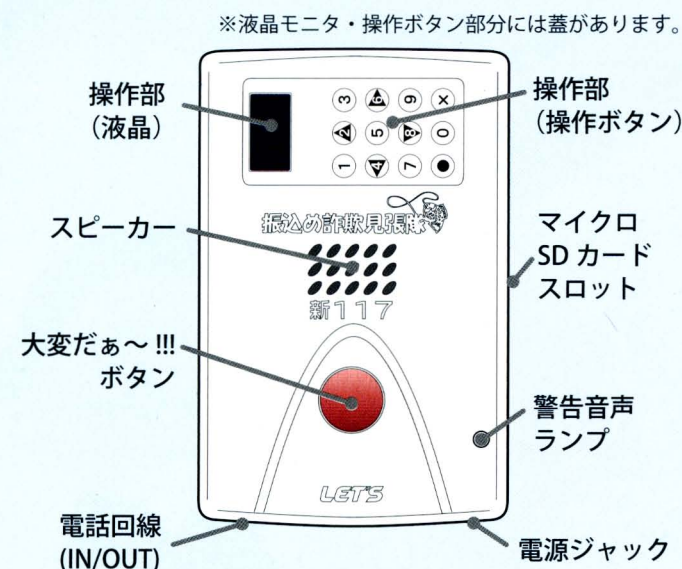
① 対象者・申請方法



- 1. 対象者** 市内に居住する、日中に65歳以上の高齢者のみ在宅となる世帯
※平成29年3月31日までに満65歳以上となる方
- 2. 申請方法** 申請書を各区総務課もしくは市民生活安全課まで持参、
または市民生活安全課まで郵送してください。平成28年10月21日(金) 消印有効
- 3. 申請受付期間** 平成28年10月3日(月) ～ 平成28年10月21日(金)
土日祝日除く 8時30分～17時15分
- 4. 台数** 500台
- 5. 申請書配布場所** 各区役所情報公開コーナー、支所、市民の窓口、公民館

② 機器の説明

製品概要と接続



1. 警告メッセージ機能

着信前に「この電話は振り込め詐欺などの犯罪被害防止のため、会話内容が自動録音されます。」とアナウンスを流し、振り込め詐欺を抑止!

2. 高音質自動通話録音機能

声紋分析可能な高音質【非圧縮音源】ですべての会話を録音します。録音した音声はマイクロSDカードで取り出すことができます。マイクロSDカードは1～32GBに対応しています。

3. 大変だあ〜!!! ボタン

万が一のとき、「大変だあ〜!!! ボタン」を押すことで、予め登録された4箇所の電話番号に順次発報し、録音しておいたメッセージを再生します。

4. 非通知電話着信拒否機能(注)

非通知電話からの着信を取り次がないようにすることができます。

5. 着信許可・着信拒否機能(注)

「許可電話帳」に登録した番号に対して、着信時に警告音声を流さないようにすることができます。また「拒否電話帳」に登録した番号に対して、着信を拒否することができます。(海外からの迷惑電話も対応) ワンタッチ登録機能を使えば、ワンタッチで番号を登録することができます。

6. 受話器はずれ防止機能

受話器はずれ(戻し忘れ)により、話し中になることを防ぐことができます。受話器がはずれていると、本体スピーカーから「受話器がはずれています。」と教えてくれます。

(注) この機能を使用するにはナンバーディスプレイへの加入が必要です。

③ 設置完了までの手順

申請書に必要事項を記載



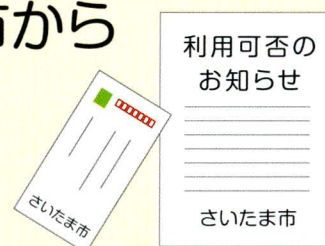
各区総務課もしくは市民生活安全課まで持参
または市民生活安全課に郵送

※土日祝日を除く 8:30 ~ 17:15



審査の結果、利用の可否について市からお知らせを郵送します。

※申請者多数の場合は抽選となります。



利用が決定した方のお宅に
市の委託業者が伺い、
機器のご説明及び取付を行います。

※機器の設置は11月以降となります。



④ 使用上の注意事項等について

1. 本機は、電話による詐欺や電話を使用した犯罪を未然に防止するための機器であり、その他の用途による使用、転貸及び売却はできません。
2. 本機は、さいたま市以外の場所で使用することはできません。
3. 保証期間内に貸与した本機が故障等した場合は、所定の手続きにより無償で交換することができます。
4. 何れかの事情により、本機が不要となった際は、貸与窓口へ返却してください。
5. 本機を接続することにより、年間400円程度の電気代が発生しますが、貸与を受けた世帯の負担となります。

さいたま市自動通話録音装置貸出事業実施要綱

(目 的)

- 第 1 条 この要綱は、市内のひとりぐらし高齢者や高齢者世帯のほか、日中高齢者のみとなる世帯等に対し、自動通話録音装置（以下「装置」という。）を貸与し、警告メッセージにより高齢者への詐欺その他の消費者被害を未然に防止し、被害の低減を図ることを目的とする。

(対象世帯)

- 第 2 条 本事業の対象世帯は、次のいずれかに該当する世帯とする。
- (1) 世帯員全員が、65歳以上の者（以下「高齢者」という。）である世帯
 - (2) 日中において、在宅の世帯員が高齢者のみであることが常態である世帯
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める世帯

(利用の申請及び決定)

- 第 3 条 装置を利用しようとする対象世帯の世帯員は、自動通話録音装置利用申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により申請があった場合は、前条に定める対象世帯に該当するか否かの判断を行い、装置を利用する世帯を決定し、自動通話録音装置利用承認（不承認）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。
- ただし、利用しようとする世帯の数が装置の貸出予定台数を超える場合においては、抽選により装置を利用する世帯を決定するものとする。
- 3 市長は、装置を利用する世帯について、自動通話録音装置利用者台帳を作成し、保管するものとする。

(装置の貸与)

- 第 4 条 市長は、前条第2項の規定により、装置の利用承認の通知を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、次の装置を貸与する。
- (1) 自動通話録音装置本体
 - (2) 電話機接続用モジュラーケーブル
- 2 貸与の期間は、設置日から平成29年3月31日までとする。
- ただし、利用者が継続して装置の利用を希望する場合は、設置日から5年間を限度として貸与することができるものとする。
- 3 貸与する装置は、利用者の世帯につき1台とする。

(装置の管理)

- 第 5 条 利用者は、貸与された装置を善良な管理者としての注意義務をもって使用しなければならない。
- 2 利用者は、貸与された装置を譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならない。
- 3 利用者は、貸与された装置を損傷した場合は、直ちに市長に届け出なければならない。

(録音等データの取扱い)

- 第 6 条 利用上装置に保存された録音その他のデータの所有権は、利用者に帰属する。
- ただし、市長が必要と認める場合には、利用者の同意の上、録音その他のデータの提供に協力するものとする。

(緊急通報先)

- 第 7 条 装置の緊急通報システム機能の利用に際し、利用者は、緊急通報先の了解を得て装置に登録するものとする。

(変更の届出)

- 第 8 条 利用者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに自動通話録音装置変更届出書（様式第3号）により、市長に届け出るものとする。
- (1) 利用者の住所又は電話番号に変更があったとき。
 - (2) 第2条に定める対象世帯に該当しなくなったとき。

(利用の取消し及び装置の返還)

- 第 9 条 市長は、装置を利用する世帯が次の各号のいずれかに該当したときは、自動通話録音装置利用取消通知書（様式第4号）により、利用承認の取消しを通知し、貸与した装置を返還させるものとする。
- (1) 第2条に定める対象世帯に該当しないと認められるとき。
 - (2) この要綱の規定に違反したとき。
 - (3) 利用者から利用の取消しの申出があったとき。

(費用負担)

- 第 10 条 利用者は、装置の利用に要する経費のうち、次の各号に掲げる費用を負担するものとする。
- (1) 装置の修繕料（保証期間中に保証される修繕を除く。）
 - (2) 装置利用にかかる電気料

(市への協力)

- 第 11 条 利用者は、第1条に掲げる目的の達成に必要な限度において、市からアンケート調査等の依頼があった場合は、協力するものとする。

(そ の 他)

- 第 12 条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。